

# 産前産後ホームヘルプサービス事業

妊娠中や出産後の家事や育児の支援を行います

## ♥ 利用できる方

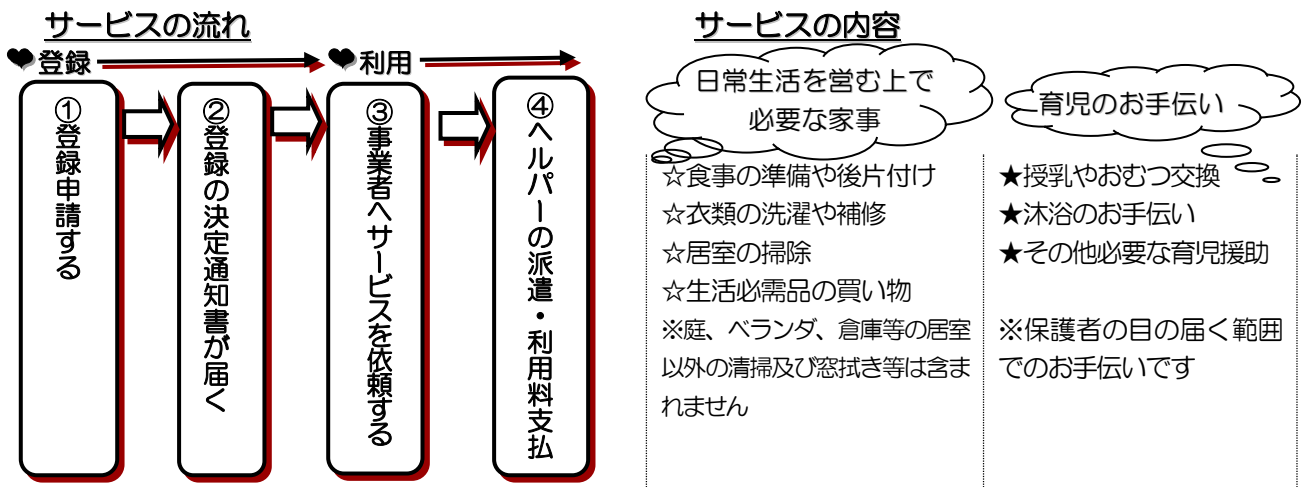
熊本市にお住まいで、次のいずれかに該当する方。

- ① 親子（母子）健康手帳の交付を受けている妊婦の方または出産後1年未満の乳児を養育する方で、体調不良等で家事や育児が困難であり、かつ、昼間に家事や育児を行う方が他にいない方
- ② 親子（母子）健康手帳の交付を受けている多胎妊婦の方または多胎出産して1年未満の方

## ♥ 利用について

- ☞ 利用できる期間 登録決定日から出産後1年未満まで  
例) 登録決定日が3月1日、出産日が4月1日の場合、  
利用できる期間は3月1日から翌年の3月31日まで。
- ☞ 利用できる日 原則年末年始（12/29～1/3）を除く毎日
- ☞ 利用時間帯 原則午前8時～午後6時
- ☞ 利用できる時間 1回あたり1時間、2時間、3時間から選択できます。  
※時間については、事業者との相談が必要です。
- ☞ 利用できる回数 40回まで（1日に複数回利用することも可能です。）
- ☞ 利用料金 1時間につき 600円（※生活保護受給中の方は免除）

## ♥ サービスを受けるまでの流れとサービスの内容



※サービス提供中の事故等につきましては、事業者との話し合いとなります。

## ♥ 登録手続・・・事前の登録が必要です。

- ☞ 妊娠中（親子（母子）健康手帳を受け取った後）又は出産後に、下記の所で手続きをしてください。

登録手続き場所	住所	電話番号
中央区役所 保健こども課	中央区手取本町 1-1	096-328-2419
東区役所 保健こども課	東区東本町 16-30	096-367-9134
西区役所 保健こども課	西区小島 2丁目 7-1	096-329-1147
南区役所 保健こども課	南区富合町清藤 405-3	096-357-4138
北区役所 保健こども課	北区植木町岩野 238-1	096-272-1128

## ♥ 利用手続

- ☞ 事前に、利用希望日をサービス提供事業者へお電話ください。サービス提供事業者は右記二次元バーコードから、「利用について」欄の事業者一覧をご覧ください。  
※必ずしも利用希望日にサービスが受けられるとは限りませんのでご注意ください。

❖❖❖ 詳しくは、上記の各区役所保健こども課  
またはこども支援課（096-328-2158）まで❖❖❖

